

新制度って？

大田こまどり幼稚園 設置者 本多実千子
園長 片岡航

Q 新制度になると、こまどり幼稚園の保育は変わってしまうのですか？

A 大田こまどり幼稚園としての保育内容は一切変わりません。

今まで通りの地域密着の家庭的でアットホームな幼稚園として、皆様に愛されてきた幼稚園として、このまま変わらず存在できますのでご安心ください。また、リトミックなどの特別な教育も引き続き行ってまいります。

Q 保育料は、いくらになりますか？

A 保育料は、保護者の所得に応じて国が今後定める基準を上限として、区市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。

国の示している基本負担金の限度額が 25,700円（過去この階層のご家庭は就園奨励補助の対象外になっている）になっています。

入園がお決まりになったお子様は、後日、入園料、行事費、制服代、用品代がございます。

また、毎月の保育料（基本負担金）の他に、絵本代・バス代・暖房費・行事費等の実費徴収、特定保育料が生じます。

Q 幼稚園に同時に通う第2子、第3子の保育料が軽減されると言われていますが、どうなるのですか？

A 小学3年生までを第一子と考え、幼稚園に第二子は保育料設定額の半額、第三子は無料となります。

但し、絵本代等の実費徴収はその対象とはなりません。

Q 例年都や区からもらっている各補助金はどうなるのですか？

A 従来の「就園奨励補助金」「保護者軽減負担金（都と区から）」の二つがありますが、同等の補助が保育料に加味され、保育料に組み込まれていくことになっています。

つまり、保育料を支払う時点ですでに補助を受けていることとなります。

また、大田区は入園料に関わる補助金として現在110,000円（27年度）保護者へ支払われております。

特定負担額の設定

国で示されている保育料（基本負担金）は、全国すべての幼稚園の保育料の調査を行いその平均額が基となっています。
当園が今まで通り、質の高い教育及び保育水準を保つため、また、保育の向上に向けた取り組みを引き続き行えるよう、徴収させていただきます。

特定負担額・・・1500円

内訳

リトミック・英語指導・体操指導・音楽指導の特色ある教育におけるものとしての講師料・指導料等にご使用させていただきます。

※現在の保育料も、上記の内容は含まれています。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここで示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔・現行の利用者負担の水準を基本。〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	-	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円～	25,700円

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励補助金の単価を差し引いたもの。

※①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる